



ユーザーライセンス N-UL5H



本使用許諾契約書（以下「本契約」）は、TOA 株式会社（以下「TOA」）製のネットワークカメラ等の製品に含まれる AVC/H.264 デコーダー、HEVC/H.265 デコーダー（以下「本ソフトウェア」）に関して、お客様（個人または団体）と TOA との間で締結される法的な契約です。

本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することによって、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約の条項に同意されない場合、TOA はお客様に本ソフトウェアの使用を許諾することはできません。

1. 本契約によって TOA は、非独占的かつ譲渡不能な権利として、お客様に以下のライセンスを許諾するものとします。お客様は、お客様自身が管理・使用されている 1 台のコンピューターで本ソフトウェアを使用することが出来ます。本ソフトウェアを複数のコンピューターで使用する場合には、必要数に応じてユーザーライセンスの購入が必要です。
2. 本ソフトウェアに関するすべての権利および著作権は、TOA が所有しており、本ソフトウェアは著作権法および国際条約の規定によって保護されています。また、本ソフトウェアに関するすべての著作権およびその他の知的所有権は、お客様に一切移転されないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアを複製することはできません。お客様は、本ソフトウェアを譲渡、貸出、移転、その他の方法で第三者に使用させることはできません。お客様は、本ソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアを本来の目的以外に使用することはできません。
5. お客様は、本ソフトウェアを国外に持ち出して使用する場合、適用される各国の輸出管理法令等に従うものとします。
6. 本ソフトウェアは、「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェア書類」と見なされ、アメリカ合衆国政府による規制 DFAR Section 227.7202 および FAR Section 12.212(b) にそれぞれ従っています。
7. TOA は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用したことにより発生した、データ損失、逸失利益、保証金その他いかなる損害についても、お客様に対し責任を負いません。また、TOA は、明示もしくは黙示を問わず、本ソフトウェアに関する一切の保証（商用性および特定の目的に対する適合性などの黙示の保証を含む）をしないものとします。
8. お客様が、本ソフトウェアの不法な複製を行われた場合、または本契約に違反された場合、TOA は本契約を解除することができます。その場合、お客様は、本ソフトウェアを一切使用できないものとします。
9. 本ソフトウェアに使用許諾契約書が添付されている場合であって、当該使用許諾契約書と本契約の条項に相違がある場合には、当該使用許諾契約書に記載の条項を優先するものとします。
10. 本契約は日本国の法律に準拠します。本契約に起因する紛争の解決については、神戸地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

